

中小企業応援！下松市事業継続支援金 Q & A

1. 事業継続支援金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

- Q1 下松市事業継続支援金とは
- Q2 山口県の中小企業企業事業継続支援金とは
- Q3 他の支援金等との併給は可能なのか
- Q4 事業継続支援金の使途は決まっているのか
- Q5 事業継続支援金は課税対象なのか
- Q6 現金で受け取ることはできるのか
- Q7 申請から支払までに要する期間は

2. 対象者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

- Q8 「主たる事業所」とは
- Q9 「主たる事業所」所在地の確認方法は
- Q10 個人事業主の場合、代表者の住所は下松市であることが必要なのか
- Q11 県支援金の交付を受けた後に市内又は市外へ移転した場合は
- Q12 同一人物が代表を務める複数の法人ごとに申請可能か
- Q13 法人の代表者が個人でも事業を営んでいる場合、それぞれ申請可能か
- Q14 定まった事業所のない個人事業主(フリーランスを含む)は対象になるのか

3. 申請・申請書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

- Q15 申請書類はどこで入手すればよいのか
- Q16 県支援金の入金を確認できる口座の通帳の該当部分の写しとは
- Q17 個人事業主の申請者の住所はどこを記載すべきなのか
- Q18 申請書は申請者による手書きの署名が必要なのか
- Q19 複数事業(業種)を営む場合、どの業種を申請書に記載すべきなのか
- Q20 提出する確定申告書類の写しは収受印が押印されたものである必要があるのか
- Q21 申請者名義と異なる口座を指定することはできるのか
- Q22 振込先が当座預金口座のため、通帳がない場合の添付書類は

事業継続支援金について

Q 1 下松市事業継続支援金とは

A1 本支援金は山口県の実施する「中小企業事業継続支援金」の交付を受けた市内事業者に対し、事業継続のための支援金10万円を上乗せで給付する制度です。

Q 2 山口県の中小企業事業継続支援金とは

A2 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月～6月のいずれかの月の売上が、前年又は前々年同期比で30%以上減少した中小企業者等に対し、支援金を給付するものです。詳細は県支援金のホームページにてご確認ください。

Q 3 他の支援金等との併給は可能なのか

A3 併給出来ます。ただし、本市以外の市区町村が実施する、新型コロナウイルス感染症の影響により売上の減少した者に対し交付する支援金等を受給している方は申請できません。また、他の支援金等が下松市の支援金と併給が可能かについては制度を運用する自治体等にご確認ください。

Q 4 事業継続支援金の使途は決まっているのか

A4 使途は限定していないため、事業継続のために幅広くご利用いただけます。

Q 5 事業継続支援金は課税対象なのか

A5 課税の対象となります。ただし、損金の方が多ければ課税所得は生じず、結果的に課税されません。

Q 6 現金で受け取ることはできるのか

A6 できません。口座振込のみとなります。

Q 7 申請から支払までに要する期間は

A7 申請内容に不備がないことを確認してから2週間程度で振込予定です。また、申請から支払までの流れについては以下のとおりです。

- ①県の支援金の交付申請及び支援金の受給
- ②市の支援金交付申請書兼請求書の提出
- ③書類審査及び支援金の交付の決定
- ④指定された口座へ支払

※③④の期間が2週間程度を予定しています。また、支援金の交付の決定については、支援金の支払により交付に関する通知に代えることとします。

対象者について

Q8 「主たる事業所」とは

A8 本社機能を有する事業所又は登記上の本店所在地に事業実態がある事業所をいいます。本社機能を有する事業所とは、人事・労働管理・財務マネジメントなど、経営の重要な意思決定が行われる事業所であり、単に代表者の勤務地である、売上が大きい営業拠点であるというだけでは見なしません。また、登記のみで現に事業実態がない場合は対象となりません。

Q9 「主たる事業所」所在地の確認方法は

A9 法人…確定申告書別表一に記載の納税地
個人事業主(青色申告)…青色申告決算書の事業所所在地
個人事業主(白色申告)…収支内訳書の事業所所在地
※ここに記載のない場所を主たる事業所とする場合は、当該事業所が本社機能を有する事業所であること又は登記上の本店所在地に事業実態がある事業所であることが分かる書類を提出いただき判断します。

Q10 個人事業主の場合、代表者の住所は下松市であることが必要なのか

A10 必要ではありません。代表者の住民登録が市外であっても、主たる事業所が市内にあれば対象となります。

Q11 県支援金の交付を受けた後に市内又は市外へ移転した場合は

A11 申請日時時点で市内に主たる事業所を有する等の対象者要件を全て満たす場合は対象となります。

Q12 同一人物が代表を務める複数の法人ごとに申請可能か

A12 申請できます。代表者が同一であっても別法人なので、法人ごとが対象となります。ただし、それぞれの法人で県支援金の交付を受けている必要があります。

Q13 法人の代表者が個人でも事業を営んでいる場合、それぞれ申請可能か

A13 申請できます。ただし、それぞれで県支援金の交付を受けている必要があります。

Q14 定まった事業所のない個人事業主(フリーランスを含む)は対象になるのか

A14 対象になります。ただし、市内の自宅が主たる事業所である場合に限りです。

申請・申請書類について

Q15 申請書類はどこで入手すればよいのか

A15 下松市産業振興課のホームページから様式をダウンロードいただき使用してください。ホームページからのダウンロードが難しい方は、産業振興課窓口もしくは下松商工会議所窓口にて入手してください。

Q16 県支援金の入金を確認できる口座の通帳の該当部分の写しとは

A16 県支援金の入金日、振込元及び入金額を確認できる通帳の該当ページを添付してください。なお、確認のため、余白部分に法人の場合は法人名、個人事業主の場合は代表者名を署名又は記名して提出してください。

Q17 個人事業主の申請者の住所はどこを記載すべきなのか

A17 代表者の居住地の住所を記載してください。

Q18 申請書は申請者による手書きの署名が必要なのか

A18 必要ではありません。パソコンでの入力、ゴム印での記名でも構いません。

Q19 複数事業（業種）を営む場合、どの業種を申請書に記載すべきなのか

A19 複数の事業を営んでいる場合は、主たる事業（売上高が最も大きい事業）が該当する業種を選択してください。

Q20 提出する確定申告書類の写しは収受印が押印されたものである必要があるのか

A20 県支援金の申請時と同様、収受印の押印されたもの又は受信通知と併せての提出をお願いしております。

Q21 申請者名義と異なる口座を指定することはできるのか

A21 できません。

Q22 振込先が当座預金口座のため、通帳がない場合の添付書類は

A22 金融機関、口座番号及び口座名義等が分かるもので、当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書等の写しを提出してください。